

おしらせHOTコーナー

特定保健指導が始まります!

八潮市国民健康保険に加入している方のうち、特定健診の結果、生活習慣病のリスクがあるとされた対象者へ、特定保健指導の通知を発送します。

特定保健指導は…

- ①利用料は無料です
- ②ご自宅に指導員が伺います
(市内公共施設での実施も可能です)

専門家による指導で、生活習慣を改善するチャンスです!
通知が来たら、ぜひご利用ください!



問国保年金課 ☎825

法律相談コラム

法律相談などで多い事例とそのアドバイス

『もし、自分の子どもが逮捕されてしまったら?』

事例

高校1年生の息子が、知人を恐喝したとして警察に逮捕されてしまいました。息子は少年院に行くのでしょうか?

解決策と注意点

必ずしも少年院に行くわけではありません。まず、今後の手続きの流れについて説明します。警察署で逮捕された後、裁判所が10日間の身柄拘束(勾留)を認める可能性があります。勾留された場合、通常、10日目の段階で、家庭裁判所に事件が送られます(例外的に勾留期間が延長されることもあります)。家庭裁判所では、まず息子さんを少年鑑別所に入所させるか否かを判断します。

少年鑑別所は、少年院とは異なります。少年鑑別所は、息子さんの処分を決めるために、息子さんの性格や反省の程度などを調査する機関です。入所期間は、通常4週間です。

そして、少年鑑別所に入所すると、入所から4週間以内に、息子さんの処分を決める少年審判が開かれます(なお、勾留されなかった場合や少年鑑別所に入所しなかった場合にも、通常、少年審判は開かれます)。

処分の種類は主に3つです。①少年院への入所、②保護観察(自宅に戻ってよいが、保護司の面接を定期的に受ける)、③処分なし(不処分)です。

仮に息子さんが恐喝をしている場合には、被害者に対して被害弁償をしているのか、反省をしているのか、家庭環境に問題ないか、高校に復帰できるのか、以前にも非行行為をしていないかなどを総合考慮して処分が決まります。したがって、実際に恐喝をしていても、上記観点を踏まえてしっかり対応をしていけば、少年院に行かない可能性があります。

また、息子さんが恐喝をしていないと述べている場合には、証拠などを踏まえながら、事実関係を争うことになります。

高校生の場合、身柄拘束されてしまうと退学の可能性もあるので、すぐに弁護士に相談をして対応を決めた方が良いでしょう。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 川原祐介(弁護士)

ふれあい福祉コーナー

災害時要援護者の登録

市では、災害時の安否確認や避難誘導などの支援を迅速かつ円滑に行うため、災害時に自力で避難ができず、支援を必要とする方を対象に災害時要援護者名簿への登録を受けて付けています。

この名簿は、市の関係部署、消防署、社会福祉協議会、地域包括支援センター、草加警察署、居住する地域の町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などに提供し、災害時の安否確認や避難支援などに役立ちます。

要援護者とは

本人や家族の力だけで避難が難しい方で、次のいずれかに該当する方
▼健康に不安を抱えている方で、65歳以上の一人暮らしの高齢者および

高齢者のみの世帯の方

▼要介護認定3以上を受けている方で、同居家族から支援を受けられない方(在宅の方のみ)
▼身体障害者手帳を有する方のうち、障がい等級が1、2級の認定を受けている方

知的障がいや精神障がいがある方

▼難病の認定を受けている方
▼本人の力で避難することが難しい妊産婦や乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人の方など

要援護者情報の登録方法

八潮市災害時要援護者避難支援個別計画書兼登録申請書(社会福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、市内公共施設または市ホームページで入手)に必要な事項を記入し、窓口また

は郵送で社会福祉課へ
※申請書の入手や届け出が困難な場合は社会福祉課へご連絡ください。
※支援に必要な個人情報や避難支援者に提供することに同意していただきます。また、登録情報に変更があった場合は、届け出が必要です。
登録は、届出が必要ありません。

登録は、届出が必要ありません。

▼日頃から地域の方との交流を深め、どのような支援が必要か話し合ってください。
▼防災訓練などに積極的に参加し、避難経路や危険箇所、避難所などを確認してください。

▼日常生活で必要となる物をいつでも持ち出せるように準備してください。

▼町会・自治会に加入していない方は、積極的に加入してください。

問社会福祉課 ☎316

行ってみたいなとなりまち



三郷市

三郷ハイアンフェス
9月23日(祝) 午前10時～午後5時
(雨天中止)
場におどり公園(つくばエクスプレス三郷中央駅前)

場 フラダンス、ウクレレ体験、ハワイアンフードやグッズ販売、ハワイからのゲストライブなど

問三郷ハイアンフェス運営委員会 ☎090-7832-7538

松伏町

まつぶし町民まつり2018
10月21日(日) 午前10時～午後3時30分

場 松伏記念公園ほか
場 松伏町立山元町りんごなどの販売ブース、まつぶしO×クイズ2018、キャラクターショー、物産コーナーなど

問まつぶし町民まつり実行委員会事務局(松伏町役場環境経済課内) ☎991-1854

越谷市

市制60周年・平和都市宣言10周年記念 平和祈念展 in 越谷
9月25日(火)～30日(日) 午前9時30分～午後5時

場 越谷コミュニティセンター展示ホール
場 越谷コミュニティセンター展示ホール

問兵士・戦後強制抑留者・海外からの引揚者の実物資料展示など

草加市

第16回草加宿場まつり
9月30日(日) 午前10時～午後5時
場 旧日光街道沿い周辺

場 大行列や子どもパレードを軸にお神輿、模擬店や街道パフォーマンなど
問みんなであちづくり課 ☎922-0796

吉川市

インターナショナルフレンドシップパーティー
9月23日(祝) 午前11時～午後2時
(料理の提供は正午)

場 市民交流センターおあしす
場 外国料理の屋台での提供(一品100円)や日本語スピーチ、外国の民族舞踊など

問市民参加推進課 ☎982-9685

図書館 だより

新しく入った両館所蔵の図書の一部を紹介いたします。
■一般書
「秘録島原の乱」
「任侠浴場」
「送り火」
「焦土の刑事」
「むすびつき」

加藤 廣 著

今野 敏 著

高橋 弘希 著

堂場 瞬一 著

畠中 恵 著

「サブリカたちの日本昔話」
「ふたりはとつとも本がすき!」
「如月かずさ作 いちかわなつこ絵」
「絵本・名人伝」
中島 敦 原作 小林 豊 絵・文
「こちらムシムシ新聞社」
三輪 一雄 作・絵

■10月の上映会の日

○八幡図書館
▼児童向け11月7日(日)・21日(日) 午前11時～午後2時
▼一般向け11月7日(日)・14日(日)・28日(日) 午後2時～

○八幡図書館
▼児童向け11月14日(日)・28日(日) 午後2時～

※上映内容など、詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

■10月の休館日
八幡・八條図書館
1日(月)・9日(火)・15日(月)・22日(月)・29日(月)

八幡図書館特別整理休館
2日(火)・5日(金)

八條図書館特別整理休館
16日(火)・19日(金)

駅前出張所図書窓口
毎週土・日曜日・8日(祝)

☎995-6215
☎994-5500